

## 2026年度愛知県女性相談研修開催業務委託 企画提案募集要領

下記のとおり企画提案を募集します。

なお、本事業の実施は愛知県議会における本事業に係る予算の成立を条件とします。

記

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

2026年度愛知県女性相談研修開催業務委託

#### (2) 業務内容

「2026年度愛知県女性相談研修開催業務 仕様書」のとおり

#### (3) 契約金額

2,584,390円以内（消費税及び地方消費税含む。）

#### (4) 契約期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

### 2 応募資格

以下の(1)～(7)のすべてに該当するものであることとする。

(1) 法人であること。

(2) 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「16. その他の業務委託等」の小分類「03. 研修」に登録されていること。

(3) 企画提案書の提出期限において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 3 募集期間

2026年2月20日（金）午前9時から 2026年3月10日（火）正午まで

### 4 応募方法

#### (1) 提出書類

別添「2026年度愛知県女性相談研修開催業務 企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

(2) 提出期限

2026年3月10日(火)正午まで(必着)

(3) 提出方法

持参・郵送又は宅配便による。

※ 持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで(3月10日(火)は正午まで)とする。

※ 郵送する場合、提出期限後に愛知県庁に到達したものは無効とする。

無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面等により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとする。

(4) 提出先

〒460-8501(住所記載不要)名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県福祉局福祉部地域福祉課生活困窮者支援グループ

(5) 問合せ先

本業務に関して質問等がある場合は、2026年3月2日(月)までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、質問者に電子メールにて送信する。

ア メール送信先：chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp

イ メールの件名：2026年度愛知県女性相談研修開催業務に関する質問

(6) 注意事項

ア 企画提案は、1者につき1件とする。2件以上を提出した場合は、すべての提案について無効とする。

イ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出書類の作成及び提出に必要な経費は応募者の負担とする。また、提出書類はいかなる理由があっても返却しない。

エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

オ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえたうえで愛知県が判断する。

カ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

キ 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退理由を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。

ク 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

a 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

b 県職員又は企画選定に係る関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

ケ 企画提案書の作成にあたっては、別記に従い研修内容を提案すること。

## 5 契約条件

### (1) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号に該当する場合は、全額免除とする。

### (2) 委託・契約方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。なお、契約に当たり、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができる。

### (3) 支払方法

事業完了後、精算払とする。

### (4) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の見積金額と同額にならない場合がある。

## 6 審査方法

### (1) 審査手順

別に設置する「2026 年度愛知県女性相談研修開催業務に係る企画提案選定委員会」において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないこととする。

一次審査の選考通過者は 3 者とし、応募者全員に選考結果を通知する。ただし、応募者が 3 者以下の場合は、一次審査は実施しない。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）概要

#### ア 日程

2026 年 3 月 18 日（水）午前（予定）

- ・ 日程等の詳細は、二次審査参加者に通知する。
- ・ 1 者あたり 10 分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

#### イ 注意事項

- a 二次審査の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。
- b プレゼンテーションの資料は、応募時の提出資料のみとする。
- c プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。
- d 審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に通知する。

### (3) 審査基準

#### ア 全体方針

- ・ 研修目的や対象者を理解した上で、適切な実施方針となっているか。
- ・ 困難な問題を抱える女性支援に関する理解・知識はあるか。

- ・ 関係機関との連携を図るなど、研修企画の進め方は具体的かつ適切か。
- ・ 全体スケジュールは適切か。

イ 企画内容

- ・ 実施方法やカリキュラム内容は、適切かつ具体的に組まれているか。
- ・ 研修を円滑に進めるための講師の確保が可能か。

ウ 実施能力

- ・ 事業に従事する人数・体制は適切か。
- ・ 国又は地方公共団体からの福祉関係の類似業務の受託実績があるか。

エ その他

- ・ 見積経費項目、金額は適切か。
- ・ 社会的価値の実現に資する取組（様式2「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」のとおり）

**【研修日程・研修カリキュラムについて】**

- 研修日程・時間は、1日6時間×5日間を目安とし、研修時間の合計が30時間を下回らないこと。
- 研修カリキュラムは、困難な問題を抱える女性支援に関する知識や支援技術を習得することを目的とし、以下の内容を盛り込むこと。
  - ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の理念・概要、県の関連施策、関係機関・社会資源等
  - ・ DV被害者支援の実務（DV防止法の概要、女性相談支援センターとの連携等）
  - ・ 関連施策等の基礎知識
  - ・ 児童相談所等の関係機関との連携
  - ・ 相談窓口における対応、アセスメント、ケースワークの基礎知識・技術
  - ・ 男女平等や人権擁護等の理解
- グループワークやロールプレイ等の演習を含めた研修とすること。
- 県や市町村の相談支援従事者のほか、女性自立支援施設や母子生活支援施設、民間支援団体の支援従事者も受講可能とすること。